

真庭市新型コロナウイルス感染症に係る 予防接種の円滑な実施に関する基本方針

令和3年2月8日

真庭市新型コロナウイルス感染症に係る予防接種推進本部

1 本基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症のまん延を予防するため、予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条の規定に基づき、厚生労働大臣の指示の元、都道府県知事の協力を得て、市町村が予防接種を行うこととなる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための1つの手段として、予防接種を円滑に実施することが極めて重要であるが、今回の予防接種の実施に当たっては、ワクチンの調達や医療機関等との調整、全市民への個別通知の発送など、かつて経験したことのない規模での実施が必要であり、また、これらの事務の長期化が想定される。

こうした状況を踏まえ、通常時に予防接種業務を担当する健康福祉部のみならず、全庁をあげて万全の体制を取り、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を円滑に実施し、もって市民の安全・安心を確保するために、本基本方針を定めるものとする。

2 予防接種実施事務について

庁内の対応体制について

新型コロナウイルス感染症の予防接種の実務を担う庁内組織として、「新型コロナウイルス感染症予防接種対策チーム」を設置する。

チーム長は健康福祉部次長をもって充てることとし、チーム員はチーム長が指名し、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種対策本部長が任命する。

主な処理事項は以下のとおりとする。

医師会・医療機関等との調整業務

真庭市職員(救急隊員等)に対する予防接種調整業務

市民への個別通知・接種券の発行・発送業務、接種記録管理業務

接種を行った医療機関等への費用支払業務

一般相談や健康被害救済に係る業務

処理事項について

医師会・医療機関等との調整業務

今回の予防接種の実施に当たっては、国が定める接種順位に応じ、段階的な接種が行われるが、ワクチンの輸送が全国的に細かな調整の上で順序立てて行われることや、ワクチンの性質により超低温冷凍庫やドライアイスによる管理が必要な場合があること等、通常の予防接種とは医療機関等の受入れ方が大幅に異なる。

このため、市は、岡山県、真庭市医師会等の関係団体、医療機関等と綿密に連携し、正確かつ最新の情報の提供、医療機関等における事務負担の軽減に関する施策の実行等を通じ、円滑な予防接種の実施を図るための調整を適切に行う。

特に、予防接種を実施する医療機関等においては、通常よりも大幅な業務量の増加が見込まれることから、市は、医療機関等でしか実施できない事務を除き、可能な限り手続の一本化やアウトソーシング等を行い、医療機関等の負荷を軽減するよう最大限の支援を行う。

また、今回の予防接種は、原則として住民票のある市町村の区域内にある接種実施医療機関等で接種することとなるが、生活圏域が重なる近隣市町村の一部地域においては、普段から市域をまたいで医療機関等に受診しているケースがある。このため、広域調整を行う岡山県を中心に、広域的な接種体制の是非について、関係自治体と検討を行う。

真庭市職員（救急隊員等）に対する予防接種調整業務

国が定める接種順位においては、第1位として医療従事者等が定められる予定である。この医療従事者等には、新型コロナウイルス感染症患者（感染していると疑われる者を含む。）に直接接する可能性のある地方公共団体の職員も含まれ、真庭市職員においては、救急隊員及び救急隊と連携して活動する警防要員（以下「救急隊員等」という。）が該当する。

このため、市は、接種対象となる救急隊員等の数の把握、接種予定者リストの作成、接種先医療機関等の割当て、接種券付き予診票の印刷・配布、接種予定日の日程確保等の事務を適切に実施する。

なお、今回の予防接種はあくまで任意接種であり、接種を受けるか否かについては、最終的には被接種者本人の意思による。そのため、市は、接種に係る調整に当たっては、本人の意思を確認するとともに、接種を強制することがないよう留意する。

市民への個別通知・接種券の発行・発送業務、接種記録管理業務

住民接種については、国が定める接種順位に基づき、段階的に実施することとなる。また、接種は1人当たり2回の実施が必要であり、接種を受けるためには専用の接種券が必要となる。市は、市民に対し、接種に関する基本的な情報について、迅速かつ分かりやすい情報提供に努めるとともに、接種券の発行・発送事務を遺漏無く実施する。また、市民への周知に当たっては、医療機関等における説明対応の負荷軽減や迅速な予約受付の遂行、期間が空く2回目の接種の接種勧奨等を効果的に行う観点から、ナッジ¹の活用を含めて有効な方法を検討する。

¹ 行動経済学の理論であり、相手に選択の余地を残しながらも、相手が自発的に、よりよい選択をするように導くアプローチ手法。

なお、接種に係る情報は、ワクチンの流通量や種類の増加により、接種可能な医療機関が変わる等、随時、変更が加わる可能性がある。このため、市民への周知に当たっては、迅速に対応するだけでなく、その時点における必要かつ正確な情報の発信を行うことが、市民の安全・安心の観点からは非常に重要であり、それが結果として、円滑な接種の実施につながることから、国や県等からの最新情報を正確に把握し、その時点で必要な情報を、適時・適切に市民に提供することに留意する。

接種を行った医療機関等への費用支払業務

接種費用については国庫負担となるが、岡山県では、接種を受けた者の住所地が市内・市外である場合を問わず、接種を実施した医療機関等は、国民健康保険団体連合会（国保連）を経由して請求・支払を行うことができるよう、検討している。これにより、岡山県内の接種施設は、予診票を市内・市外に分類して請求する必要がなくなる。真庭市としてもこのスキームを活用し、医療機関等の負荷を軽減しつつ、国保連を通じて請求された分の費用支払事務を迅速に行う。

また、費用の支払に先立ち、医療機関等から予診票を回収し、住民基本台帳における情報との突合が必要となる。市は、個人情報の管理に十分に注意しつつ、迅速かつ正確な確認作業を行い、支払に支障の無いよう努める。

一般相談や健康被害救済に係る業務

今回の予防接種において、市民からの予防接種に係る一般的な相談対応は市町村が担うこととなっている。市民に身近な基礎自治体として、市民からの不安や疑問を受け止め、適切に対応を行う。

また、ワクチンの予防接種に当たっては、有害・無害の事象を問わず、一定の割合で副反応が生ずることがある。また、稀にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応が出ることもある。こうした健康被害に対しては、副反応疑い報告制度を国が運用することとしており、また、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく健康被害救済の対象となり、厚生労働大臣が認定した場合には市町村が給付を行うこととなる。今回のワクチンは、今までとは違うタイプのワクチン（mRNA ワクチンやウイルスベクターワクチンなど）であること、また、治験期間が短いこと等から、副反応や健康被害に対する市民の不安も大きい可能性が高い。このため、市は、国から示される最新の情報を分かりやすく市民に周知するとともに、健康被害救済等が生じた場合には、適切かつ迅速に給付を行う。

なお、予防接種に係る専門的な相談については、都道府県が担うこととなっていることから、岡山県と連携して、市民からの相談に丁寧に応じるよう留意する。

3 予防接種の実施について

予防接種の実施については、より詳細な内容を含む実施計画を、新型コロナウイルス感染症予防接種対策チームを中心に策定し、接種順位に応じた接種が円滑に実施される

よう担保する。実施計画の策定に当たっては、医師会等の関係機関や県とも十分に連携を図る。

実施計画の具体的内容については、接種対象者種別ごとの概数、接種会場、接種対象者ごとの調整事項、接種時期に市が実施すべき事項等を定めることとする。

以上

真庭市における概況

1 接種対象者の概数

国において示されている接種対象者数（概数）の算定方法を参考に算出。

属性	人数	接種対象者数の算定方法
総人口	44,240 人	令和 2 年住民基本台帳年齢階級別人口(市町村別)(令和 2 年 12 月末時点)
医療従事者等	1,327 人	総人口の 3%
高齢者数	65～74 歳 : 7,759 人	住基の 65 歳以上の者の合計
	75 歳～ : 9,423 人	
基礎疾患を有する者	20～64 歳 : 2,787 人	総人口の 6.3%
	20～59 歳 : 2,168 人	総人口の 4.9%
高齢者施設等の従事者	664 人	総人口の 1.5%
60 歳～64 歳の者	3,181 人	住基の 60～64 歳の者
上記以外の者	16,931 人	総人口から上記を除いた人数

あくまで概数であり、今後、必要数が把握できた段階で更新する。

2 真庭市における「高齢者施設等」

現時点において、従事者が接種対象となる高齢者施設等（高齢者等が入所・居住するものに限る。）とされている施設類型について、類型ごとの真庭市内における施設数は以下のとおり。

施設が属する法律	施設類型	施設数
介護保険法による介護保険施設（ ）	介護老人福祉施設	7 施設
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7 施設
	介護老人保健施設	3 施設
	介護医療院	3 施設
介護保険法による居住系介護サービス	特定施設入居者生活介護	2 施設
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1 施設
	認知症対応型共同生活介護	10 施設
老人福祉法による老人福祉施設	軽費老人ホーム	2 施設
	有料老人ホーム	1 施設
障害者総合支援法による障害者支援施設等	障害者支援施設	2 施設
	共同生活援助事業所	5 施設
	福祉ホーム	1 施設

介護療養型医療施設は、医療機関等に含まれるため、当該施設の従事者は医療従事者等の優先接種時に接種することができる。

3 真庭市における医療従事者等への予防接種を行う医療機関

岡山県の公表した真庭市における医療従事者等への接種を行う医療機関は以下のとおり。なお、住民向け接種を行う医療機関は、下記と異なる可能性があることに留意が必要。

医療機関名	所在地
落合病院	真庭市落合垂水 251
金田病院	真庭市西原 63
勝山病院	真庭市本郷 1819
真庭市湯原温泉病院 【基本型接種施設】	真庭市下湯原 56
近藤病院	真庭市勝山 1070
中山病院	真庭市久世 2508

基本型接種施設には、超低温冷凍庫（ディープフリーザー）が配置される。